多様な働き方実践企業　認定チェックリスト

認定基準１～９の項目うち３つ以上に☑がつくと認定される可能性があります。

# 制度と行動計画を策定している

就業規則、育児・介護休業規定を制定している（現行の育児・介護休業法に基づく）\*10人以上雇用企業は義務

次世代法・女活法に基づく一般事業主行動計画を策定している。　\*101人以上雇用企業は義務

# 認定項目１　育児や介護と仕事を両立している従業員がいる

　男女問わず、[育児・介護休業、育児・介護の短時間勤務、子の看護休暇・介護休暇]のいずれかの利用実績がある

# 認定項目２ テレワークやフレックスタイムなど独自の制度がある【☑1つ以上】

法を上回る制度がある　[育児休業、介護休業、育児の短時間勤務制度]のいずれか

始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げの制度  柔軟な働き方　[勤務間インターバル、フレックスタイム、テレワーク]

有給での子の看護休暇または介護休暇 　託児環境の整備

　 出産・介護離職者等の復職・再雇用制度 　勤務地・勤務時間等の限定正社員制度

# 認定項目3 出産後復帰して1年以上継続して働いている従業員がいる

　過去5年度に実績がある

# 認定項目4 女性管理職が活躍している

　管理職全体のうち、女性の管理職の割合が１8％以上または女性比率が業種別平均を上回る

# 認定項目5 働きやすい職場環境づくりを目指している【☑２つ以上】

ノー残業デーの実施　　　　　時間単位の有給休暇 　独自の休暇制度（妻の出産等）

働き方見直しや女性のキャリア形成につながる研修 　パートタイム労働者等から正社員への転換制度

その他独自の取組（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

# 認定項目6 働き方に対する取組を表明している

　社内報・回覧・ハンドブックの作成・ポスター・経営方針・ホームページ・求人票・くるみん　など

# 認定項目７ 男性の育児休業等に理解がある

　男性の育児休業や育児を理由とした休暇の取得者\*または育児のための短時間勤務者がいる

　　\*年次有給休暇を除く連続5日間以上

# 認定項目8 働き方改革を進めている＜短時間勤務者を除く＞【☑1つ以上】

　月平均残業時間が業種別平均を下回る　　　 　　有給休暇の取得率が業種別平均を上回る

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　または10日以上付与された従業員全員が5日以上取得している

# 認定項目9 従業員が長く働き続けている＜短時間勤務者を除く＞【☑1つ以上】

　離職率　　新卒者の3年目までの離職率　　勤続年数　のいずれかが平均より良い

http://www.sharots.com/sozai/search/kensaku_L.jpg　　◆チェックリストを上記FAX番号またはE-mailへお送りください。県職員が詳細をご案内します。

埼玉　多様　申請

　　　　平均数値などの詳細はＨＰでもご覧いただけます。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　で検索

|  |
| --- |
| 貴　社　名 |
| 所在地 |
| ご担当者 　お名前(ﾌﾘｶﾞﾅ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属 |
| 電話番号 |